



定期第466号 令和4年6月10日発行

目次

【告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|-----|--|---------|
| 383 | 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件 | 環境管理課 |
| 384 | 同 | 同 |
| 385 | 同 | 同 |
| 386 | 指定居宅サービス事業者を指定した件 | 長寿いきがい課 |
| 387 | 同 | 同 |
| 388 | 指定介護予防サービス事業者を指定した件 | 同 |
| 389 | 同 | 同 |
| 390 | 特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件 | 同 |
| 391 | 土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件 | 農山漁村振興課 |
| 392 | 公共測量を終了した旨の通知があった件 | 用地対策課 |

【病院局告示】

| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|----|--------------------------|------|
| 4 | 特定調達契約について随意契約の相手方を決定した件 | |

徳島県告示第三百八十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 大塚製薬株式会社

住 所 東京都千代田区神田司町二丁目九番地

代表者 代表取締役社長 井上眞

2 工場又は事業場

名 称 大塚製薬株式会社 徳島板野工場

所在地 板野郡板野町松谷字シストキ南一三番

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号口に規定するろ過施設及び同号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年六月十日から

令和四年七月一日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び板野町環境生活課

徳島県告示第三百八十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 大塚製薬株式会社

住 所 東京都千代田区神田司町二丁目九番地

代表者 代表取締役社長 井上眞

2 工場又は事業場

名 称 大塚製薬株式会社 徳島美馬工場

所在地 美馬市美馬町字里平野一―三

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号口に規定するろ過施設及び同号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年六月十日から

令和四年七月一日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び美馬市市民環境部環境下水道課

徳島県告示第三百八十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 大塚製薬株式会社

住 所 東京都千代田区神田司町二丁目九番地

代表者 代表取締役社長 井上眞

2 工場又は事業場

名 称 大塚製薬株式会社 徳島ワジキ工場

所在地 那賀郡那賀町小仁宇字大坪三 六一二

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十七号口に規定するろ過施設及び同号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間

令和四年六月十日から

令和四年七月一日まで

2 場所

徳島県危機管理環境部環境管理課及び那賀町環境課

徳島県告示第三百八十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 指定居宅サービス事業者 | | 指定居宅サービス事業を行う事業所 | | サービスの種類 | | 指定年月日 |
|-------------|--|---------------------|--------------------------------|---------|--|----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 種類 | | |
| 有限会社華 | 板野郡藍住町徳命字元村一 二番地六 | デイサービス歩の華 | 板野郡藍住町徳命字元村一 二番地六 | 通所介護 | | 令和四年五月一日 |
| ピオラ合同会社 | 徳島市かちどき橋一丁目三七番地の一 アルファステイツ かちどき橋八〇三号室 | 訪問看護ステーション ピオラ | 徳島市八万町内浜一三〇番地 一 森住宅C棟C 一 号室 | 訪問看護 | | 同 |
| 株式会社ライズ | 同 新浜町四丁目三番一六号 | ヘルパーステーション ピオラ | 同 | 訪問介護 | | 同 |
| 株式会社やちよ | 阿波市阿波町大道北二三三番地 | 訪問看護ステーション 秋桜 | 同 金沢二丁目五番七六号 | 訪問看護 | | 同 |
| 祐合同会社 | 徳島市南昭和町五丁目六八 二 | ウィズユーヘルパース テーション | 阿波市阿波町大道北二三三番地 | 訪問介護 | | 同 |
| 株式会社旭木工 | 同 東沖洲二丁目七番地 | ケアサービスアサヒ 徳島南支店 | 阿南市学原町大深田一八番一 二 | 福祉用具貸与 | | 同 |
| | | ヘルパーステーション つくし | 徳島市南昭和町五丁目六八 二 | | | |

| | | | |
|----|--------|-----------------------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | ケアサービスアサヒ 徳島西支店 | |
| | | 吉野川市鴨島町鴨島字本郷一 四一番一 | |
| 販売 | 特定福祉用具 | 福祉用具貸与 | 販売 |
| | 同 | 同 | 同 |

徳島県告示第三百八十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者として次のとおり指定した

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 指定居宅サービス事業者 | | 指定居宅サービス事業を行う事業所 | | サービスの種類 | 指定年月日 |
|------------------|-------------------|--------------------|-------------------------|---------|----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | | |
| 株式会社かなえるリンク | 大阪市西区北堀江一丁目二番一九号 | リエイケア訪問介護ステーション 藍住 | 板野郡藍住町徳命字新居須七七番地一 | 訪問介護 | 令和四年六月一日 |
| セントケア四国株式会社 | 香川県高松市中新町一一番地一 | リエイケア訪問看護ステーション 阿南 | 阿南市津乃峰町東分一〇〇番七 ベイシャトー一階 | 訪問看護 | 同 |
| 株式会社 POLIIT WORK | 板野郡松茂町笹木野字八上五七番地一 | 訪問看護ステーション ウォームス | 板野郡北島町中村字岸ノ上一二二五 | 同 | 同 |

徳島県告示第三百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| 指定介護予防サービス事業者 | | 指定介護予防サービス事業を行う事業所 | | サービスの種類 | | 指定年月日 |
|---------------|---------------------------------------|--------------------|---------------------------|--------------|---|----------|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | 種類 | | |
| ピオラ合同会社 | 徳島市かちどき橋一丁目三七番地の一 アルファステイツ かちどき橋八〇三号室 | 訪問看護ステーションピオラ | 徳島市八万町内浜一三〇番地一 森住宅C棟C 一号室 | 介護予防訪問看護 | | 令和四年五月一日 |
| 株式会社ライズ | 同 新浜町四丁目三番一六号 | 訪問看護ステーション秋桜 | 同 金沢二丁目五番七六号 | 同 | 同 | 同 |
| 株式会社旭木工 | 同 東沖洲二丁目七番地 | ケアサービスアサヒ 徳島南支店 | 阿南市学原町大深田一八番二 | 介護予防福祉用具貸与 | 同 | 同 |
| | | ケアサービスアサヒ 徳島西支店 | 吉野川市鴨島町鴨島字本郷一四一番一 | 介護予防福祉用具貸与 | 同 | 同 |
| | | | | 特定介護予防福祉用具販売 | 同 | 同 |
| | | | | 特定介護予防福祉用具販売 | 同 | 同 |

徳島県告示第三百八十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定した。

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

| | | | | | |
|-------------------------------------|-----------------------|---------------------|----------------------------|----------|----------|
| 指定介護予防サービス事業者 | | 指定介護予防サービス事業を行う事業所 | | サービスの種類 | 指定年月日 |
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | | |
| セントケア四国株式会社 | 香川県高松市中新町一一番地 | セントケア訪問看護ステーション阿南 | 阿南市津乃峰町東分一〇〇番七 ベイシャトー一階 | 介護予防訪問看護 | 令和四年六月一日 |
| 株式会社POLITE E W O R K | 板野郡松茂町笹木野字八上五 七番地一 | 訪問看護ステーション ウォームス | 板野郡北島町中村字岸ノ上一 二二五 | 同 | 同 |

徳島県告示第三百九十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 契約に係る物品等の名称及び数量
抗原定性検査に必要な検査キット 五千箱
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県保健福祉部長寿いきがい課在宅サービス指導担当
徳島市万代町一丁目一番地
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年四月二十日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社よんやく
愛媛県松山市南高井町一八二八番地
- 五 契約金額
五千三百九十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号

徳島県告示第三百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の変更及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年六月十日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

一宮土地改良区

二 退任役員及び就任役員

| 役員名 | 退任役員氏名 | 就任役員氏名 | 住 所 |
|-----|--------|--------|----------------------|
| 理事 | 石井 喜代幸 | 石井 喜代幸 | 徳島市一宮町西丁一 二 |
| 同 | 松浦 義幸 | 松浦 義幸 | 同 東丁四四 一 |
| 同 | 古川 幸宏 | 古川 幸宏 | 同 西丁一八〇 |
| 同 | 小松 穂次 | | 同 三一六 六 |
| 同 | 松浦 信敏 | 松浦 信敏 | 同 八万町千鳥一 三 四 青葉マンション |
| 同 | 竹田 廣行 | 竹田 廣行 | 同 一宮町西丁六九八 |
| 同 | 浅川 福雄 | 浅川 福雄 | 同 九五九 |
| 同 | 板東 登志子 | | 同 三一七 |
| 同 | 朝野 博文 | | 同 三一 |
| 同 | 松島 豊明 | 松島 豊明 | 同 東丁一八一 |
| 同 | 児島 等 | 児島 等 | 同 西丁一一 一 |
| 同 | 浅川 治重 | | 同 国府町延命四五二 |
| 同 | 秋田 宇市 | 秋田 宇市 | 同 下町本丁六五 |
| 同 | 坂井 義彦 | 坂井 義彦 | 同 一宮町東丁四 八 一 |
| 同 | 池内 昌義 | 池内 昌義 | 同 四五 二 |
| 同 | 川人 正文 | | 同 下町本丁一九二 |
| 同 | | 地紙 耕一郎 | 同 一宮町西丁三四五 |
| 同 | | 松島 正和 | 同 一五七 |
| 同 | | 床 櫻 英伸 | 同 二七八 |
| 同 | | 竹内 浩二 | 同 七四三 |
| 同 | | 石槌 典代 | 同 東丁五三五 一 |
| 監事 | 竹内 浩二 | | 同 一宮町西丁七四三 |
| 同 | 樋口 文男 | | 同 三二 二 |
| 同 | 石槌 典代 | | 同 東丁五三五 一 |
| 同 | | 安芸 善仁 | 同 下町本丁八七 |
| 同 | | 樋口 尚人 | 同 一宮町西丁二八四 |
| 同 | | 朝日 紀世志 | 同 六五 |

徳島県告示第三百九十二号

国土交通省四国地方整備局徳島河川国道事務所長から、令和三年徳島県告示第三百八十六号（公共測量を実施する旨の通知があった件）で公示した公共測量を令和三年十一月三十日終了した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年六月十日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

徳島県病院局告示第四号

徳島県病院局財務規程（平成十七年徳島県病院局管理規程第九号）第一百七条の規定により例によることとされている徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十二条の規定により、次のとおり公示する。

令和四年六月十日

徳島県病院事業管理者 北 畑 洋

- 一 契約に係る特定役務の名称及び数量
徳島県立中央病院総合医療情報システム保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
徳島県立中央病院事務局医事情報担当
徳島市蔵本町一丁目一〇番地三
- 三 契約の相手方を決定した日
令和四年四月一日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
富士通Japan株式会社徳島支社
徳島市かちどき橋二丁目二九番地一
- 五 契約金額
七千三百六十七万八千六百五十七円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約による理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号